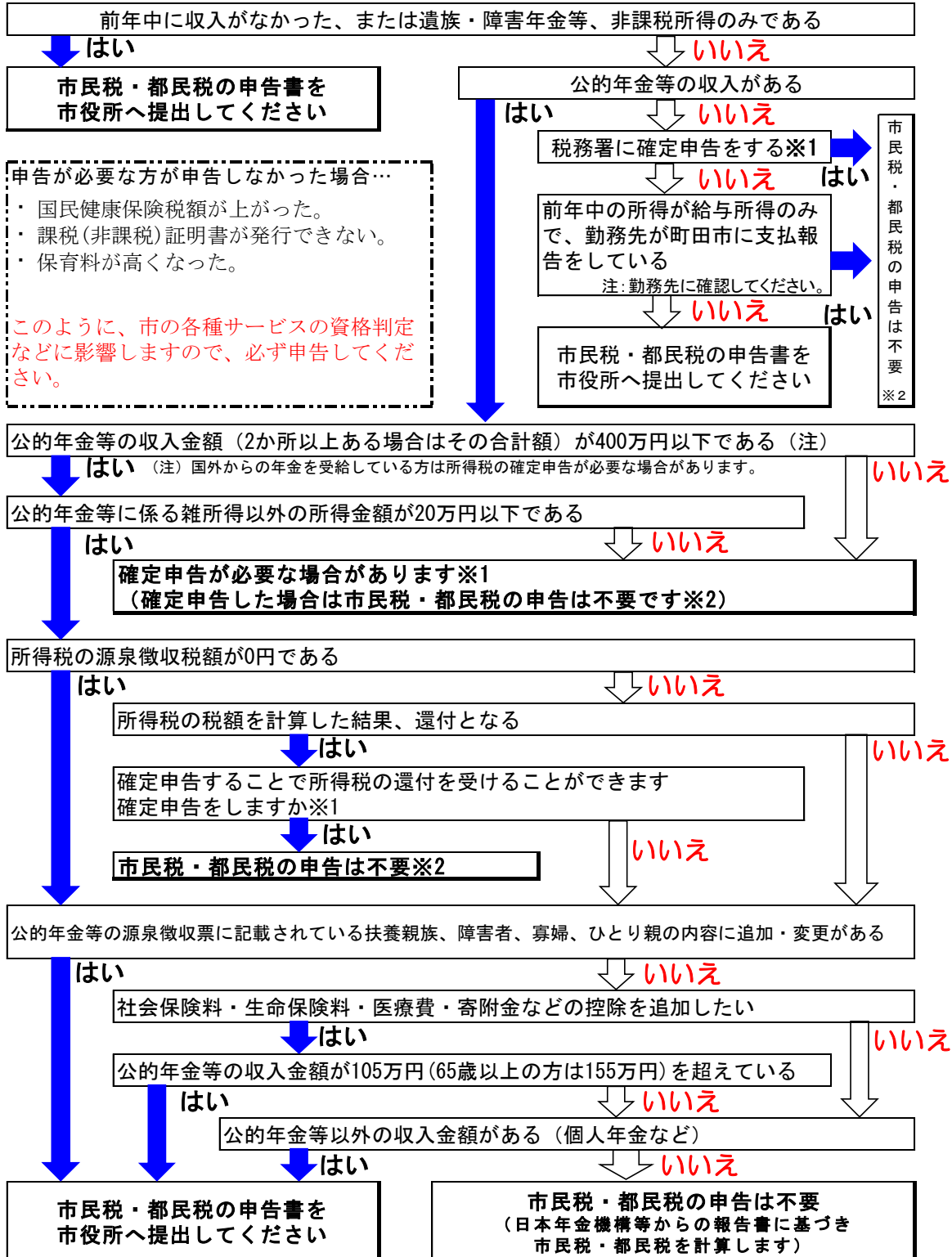


# 令和3年度 市民税・都民税申告のご案内

今回、市民税・都民税の申告が必要となる可能性のある方を対象に市民税・都民税申告書をお送りしましたので、下記フロー図をご覧ください、申告が必要な方は、**3月15日(月)までに**申告をしていただきますようお願いいたします。万一、申告の必要がない方に届いた場合はご容赦ください。



※1 税務署への確定申告が必要な方の例  
 ・給与（その全部が源泉徴収の対象となっているもの）を1か所から受けていて、給与所得・退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方  
 ・年末調整されなかった給与収入と、給与所得・退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方  
 ・所得税の還付を受けられる方 等（詳しくは町田税務署<042-728-7211>にお問い合わせください。）

※2 上場株式等に係る所得について、所得税と市民税・都民税とで異なる課税方式を選択する場合は、市民税・都民税の申告が必要です。

# 申告書の提出期限は3月15日(月)です

## ☆原則、郵送での申告をお願いします

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での申告をご活用ください。申告書に必要事項を記入し、添付書類等を同封して下記の申告書送付先までお送りください。

記入方法が分からず記入していない項目がある場合であっても、申告に必要な添付書類がそろっていれば、受付いたします。

やむを得ず、会場で申告をされる場合は、できる限り少人数でお越しください。その際は、以下の点にご注意下さい。

- 庁舎にお入りになりましたら、手洗いまたは会場入口等でアルコール消毒液による手指の消毒を行っていただきますようお願いいたします。
- 庁舎の中では、マスクの着用をお願いいたします。
- 会場入り口で検温をする予定です。検温後に整理券を受け取ってからご入場ください。
- 会場内の人数によっては、入場を控えていただく場合があります。その場合は、整理券を受け取ったうえで、時間を置いてから会場に再度お越しください。
- 発熱等の症状がある、体調がすぐれないという場合は、来場を控えていただきますようお願いいたします。

### ◎市庁舎 ※例年、受付初日、月曜日及び3月中は大変混み合います。

平日	受付時間 午前9時～午後4時	1階みんなの広場
	2月8日(月)～ 3月15日(月)の平日	

※下記の日付以外、土日祝日は受付を行っていません。

日曜日	受付時間 午前9時～午後4時	2階市民税課 205窓口
	2月21日(日) 2月28日(日)	

← 車でお越しの方  
← 徒歩でお越しの方

南出入口  
町田市民ホール側  
東出入口  
正面出入口  
町田駅前通り側  
西出入口  
みんなの広場  
コンビニエンスストア

**■交通**  
**○電車でお越しの方**

- ・小田急線町田駅西口から徒歩8分
- ・JR横浜線町田駅中央口・小田急線連絡口から徒歩11分

**■交通**  
**○バスでお越しの方**

- ・神奈川中央交通「町田市役所市民ホール前」下車、徒歩1分
- ・町田市民バスまちっこ「町田市役所南口」下車、徒歩1分

**○車でお越しの方**  
庁舎立体駐車場をご利用ください。

※お越しの際は、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

### ◎市民センターでの出張受付 ※例年、午前中は大変混み合います。

受付時間 午前9時30分～午前11時30分・午後1時～午後4時 (午前中の受付が混雑した場合、午後の受付になることがあります。)		<p>※作成済みの申告書については、出張受付日以外の日でも、各市民センター窓口で提出することができます。</p> <p>ただし、各市民センターでは、記載方法等、内容についてのお問い合わせには対応できません。</p> <p>※各会場ともご来場の際は公共交通機関をご利用ください。</p>
2月12日(金)	南市民センター ホール	
2月16日(火)	忠生市民センター ホール	
2月18日(木)	小山市民センター ホール	
2月22日(月)	堺市民センター ホール	
2月25日(木) 2月26日(金)	鶴川市民センター ホール	
3月4日(木)	なるせ駅前市民センター ホール	

◎所得税の確定申告については相談できませんので、町田税務署(042-728-7211)へお問い合わせください。

## ☆郵送またはお持ちいただく書類等

申告書の書き方や郵送またはお持ちいただく書類につきましては、別添の資料編をご覧ください。

なお、郵送で申告される方で、申告書に付いている「受付書」の返送を希望される場合は、返信用封筒(切手を貼付し、申告者の宛先が記載されたもの)を同封してください。

また、町田市ホームページにあります「個人住民税・ふるさと納税の目安額の試算」を使って申告書を作成することもできますので、是非ご活用ください。

トップページ→暮らし→税金→個人の住民税→個人住民税・ふるさと納税の目安額の試算

## ☆お問い合わせ・申告書送付先

〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号 町田市役所財務部市民税課  
電話(直通)042-724-2115・2114 (午前8時30分～午後5時)

FAX 050-3085-6084

ホームページアドレス:<http://www.city.machida.tokyo.jp/>

トップページ→暮らし→税金→個人の住民税→市民税課からのお知らせ→市民税・都民税申告の受付について

## ☆市民税・都民税とは

市区町村民税、都道府県民税のことで、地域社会の費用をできるだけ多くの住民の方に負担していただくために、1月1日現在、住所を有する市区町村が市区町村民税と都道府県民税を併せて課税します。

市民税・都民税の税額は、勤務先や日本年金機構等からの報告書、本人が提出する確定申告書や市民税・都民税申告書等に基づき、前年の所得等に応じて計算されます。

## ☆令和2年度の申告と比べて主に変わった点

### ●医療費控除は、領収書の添付又は提示では申告できなくなります

従来からの医療費控除又はセルフメディケーション税制に係る控除を受けるためには、必ず明細書が必要となります。領収書の添付又は提示では申告できませんので、ご注意ください。

### ●基礎控除の引き上げ及び遁減・消失

基礎控除の額が10万円引き上げられます。ただし、納税者の合計所得金額が2,400万円を超えると控除額が遁減し、2,500万円を超えると適用を受けることができなくなりました(表1参照)。

合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超
基礎控除額	43万円	29万円	15万円	適用なし

### ●給与所得控除の引き下げ

給与所得控除が10万円引き下げられます。ただし、給与収入が850万円を超える場合の控除額は195万円になります。

※ 前年中の給与等の収入金額が850万円を超える方で、一定の条件に該当する場合は、調整控除が適用されます(条件等については、資料編1給与所得を参照してください)。

### ●公的年金等控除の引き下げ

①公的年金等控除が10万円引き下げられます。ただし、公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額は195万5千円になります。

※ 給与所得と年金所得の双方がある場合は、負担が増えないように調整控除が適用されます(具体的な計算方法は資料編1給与所得を参照してください)。

②公的年金等に係る雑所得以外の合計所得が1,000万円超2,000万円以下の場合には10万円、2,000万円超の場合には20万円、それぞれ①からさらに公的年金等控除額が引き下げられます。

### ●所得控除・非課税措置に係る所得要件の引上げ

①配偶者控除及び扶養控除を受けるための条件である「同一生計配偶者・扶養親族の前年の合計所得金額」が、38万円以下から48万円以下に変わります。

②配偶者特別控除を受ける場合は、控除額が配偶者の合計所得金額によって違ってきますが、この区分がそれぞれ10万円上がります。(資料編2表6参照)

③障害者、未成年者、寡婦、ひとり親に該当する方が、非課税となる条件が、合計所得125万円以下から合計所得135万円以下に変わります。

④非課税限度額が 10 万円上がります。

世帯人員数:本人と扶養親族(配偶者含む)を足した人数です。

	基本額	加算額*	改正による加算額
均等割	合計所得金額 ≤ 35 万円	× 世帯人員数 + 21 万円	+ 10 万円
所得割	総所得金額等 ≤ 35 万円	× 世帯人員数 + 32 万円	+ 10 万円

※同一生計配偶者や扶養親族がいる場合のみ加算

## ●ひとり親控除及び寡婦控除について

未婚のひとり親に対する税制上の対応、及び寡婦(寡夫)控除の見直しにより、適用の条件等が変更になりました。詳しくは、[資料編2](#)を参照してください。

## ☆本人確認について

### ●マイナンバー(個人番号)の記載について

平成 29 年度の市民税・都民税申告から、申告書に個人番号の記載が必要となるとともに、個人番号を適切に扱うため、申告書を提出される際に、本人確認をさせていただいています。

本人確認は、正しい個人番号であることを確認する「番号確認」と、申告者が個人番号の正しい持ち主であることを確認する「身元確認」の 2 点を行います。

申告書提出の際に提示していただく本人確認書類の組み合わせは以下のとおりです。

○本人確認書類は代理人が申請する場合の「番号確認書類」を除き原本の提示が必要です。また、郵送の場合は必要書類の写しを添付してください。

○納税証明書等、市税証明書交付申請時の本人確認とは異なります。

①本人が申告書を提出する場合(「番号確認書類」と「身元確認書類」の両方)

番号確認書類(いずれか 1 点)
マイナンバーカード(個人番号カード)・通知カード(氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る)・マイナンバー(個人番号)が記載された住民票の写し
身元確認書類(①、②、③のいずれか) ※番号確認書類の氏名・住所又は氏名・生年月日が記載されたもの
①【顔写真付きの次の書類のうち 1 点】マイナンバーカード(個人番号カード)・運転免許証・運転経歴証明書・パスポート・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳・在留カード・特別永住者証明書・税理士証券・官公署発行の資格証明書・戦傷病者手帳
②【顔写真のない次の書類のうち 1 点】公的医療保険の被保険者証・年金手帳・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書・町田市から発行された申告者本人の氏名が印字された市民税・都民税申告書
③【顔写真のない次の書類のうち 2 点】官公署発行の資格証明書・国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書・納税証明書・印鑑登録証明書・戸籍の附票の写し・住民票の写し・納税通知書・特別徴収税額通知書

②代理人が申告書を提出する場合(「番号確認書類」、「身元確認書類」及び「代理権の確認書類」の全て)

番号確認書類(本人のもので次のいずれか 1 点)
上記の本人が申告書を提出する場合と同じ
身元確認書類
代理人が個人の場合(代理権確認書類の氏名・住所が記載された代理人のもので①、②のいずれか)
①【顔写真付きの次の書類のうち 1 点】マイナンバーカード(個人番号カード)・運転免許証・運転経歴証明書・パスポート・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳・在留カード・特別永住者証明書・税理士証券・官公署発行の資格証明書・戦傷病者手帳
②【顔写真のない次の書類のうち 2 点】公的医療保険の被保険者証・年金手帳・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書・官公署発行の資格証明書・国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書・納税証明書・印鑑登録証明書・戸籍の附票の写し・住民票の写し・納税通知書・特別徴収税額通知書
代理人が法人の場合(代理権確認書類の名称・所在地が記載された次のもの)
登記事項証明書・印鑑登録証明書・納税証明書のいずれか 1 点と当該法人と窓口に来られた方の関係を証する書類
代理権の確認書類(①、②、③、④のいずれか)
①申告者本人の署名及び押印のある委任状(任意代理人の場合)
②戸籍謄本又は登記事項証明書(法定代理人の場合)
③税務代理権限証書(税理士の場合)
④申告者本人に発行された次の書類のうち 1 点
・官公署が発行した申告者本人しか持ち得ない書類(保険証、身体障害者手帳等)
・町田市から発行された申告者本人の氏名が印字された市民税・都民税申告書
・申告書に添付される書類で申告者本人のもの(源泉徴収票、納税通知書等)